本資料のうち,	枠囲みの内容は
商業機密及び他	し社の機密事項を含む
可能性があるた	こめ公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0057_改 0
提出年月日	2020年11月13日

基本設計方針に関する説明資料

【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置)

	(衆竜用原丁炉の運転を管理		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1)中央制御室機能 c. 居住性の確保 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 【74条17】 	表現の相違
		炉心の著しい損傷が発生した場合においても,可搬 型照明(SA),中央制御室送風機,中央制御室排風機, 中央制御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ 装置,中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ),中央 制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,補助しゃ へい,2次しゃへい壁,差圧計(中央制御室待避所用), 酸素濃度計(中央制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中 央制御室用)により,中央制御室内にとどまり必要な 操作ができる設計とする。 【74条1】	設備名称の相違 記載の明確化 (補助しゃへい,2次しゃへい壁)
		炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉 格納施設の非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローア ウトパネル閉止装置により,運転員の被ばくを低減で きる設計とする。 【74条20】【74条22】	

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	① (光竜用原丁炉の連転を管理 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御 室再循環送風機は,非常用交流電源設備に加えて,常 設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【74条4】	 設備名称の相違 設計の差異 (給電する電源系の相違。) <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異
		非常用ガス処理系は,非常用交流電源設備に加えて, 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす る。 【74条24】	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎は「原子炉格納施設3.3.1 非常用ガ ス処理系」に記載)
		可搬型照明(SA)及び原子炉建屋ブローアウトパネ ル閉止装置は,全交流動力電源喪失時においても常設 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【74条14】【74条25】	設備名称の相違 設計の差異 (給電する電源系の相違。) <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎はブローアウトパネル閉止装置につ いて「原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガス処 理系」に記載)
		炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベン ト系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時 に,運転員の被ばくを低減するため,中央制御室内に 中央制御室待避所を設け,中央制御室待避所には,遮 蔽設備として,中央制御室待避所遮蔽を設ける。中央 制御室待避所は,中央制御室待避所加圧設備(空気ボ ンベ)で正圧化することにより,放射性物質が中央制 御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐこと ができる設計とする。 【74条5】	表現の相違 <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	- 2 - II能性があろため公開できません。- 2 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	(光电力尿丁炉の運転を目と) 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		差圧計(中央制御室待避所用)により,中央制御室 待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確 保できていることを把握できる設計とする。 【74条15】	
		炉心の著しい損傷が発生した場合に,非常用ガス処 理系は,非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原 子炉棟内を負圧に維持するとともに,原子炉格納容器 から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を 含む気体を排気筒から排気することで,中央制御室に とどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とす る。 【74条21】	設計の差異 (女川の非常時の原子炉建屋の換気系は,非 常用ガス処理系のみ設置する。)
		炉心の著しい損傷が発生し,非常用ガス処理系を起 動する際に,原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止す る必要がある場合には,中央制御室から原子炉建屋ブ ローアウトパネル閉止装置を操作し,容易かつ確実に 開口部を閉止できる設計とする。また,原子炉建屋ブ ローアウトパネル閉止装置は現場においても,人力に より操作できる設計とする。 【74条22】	<柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎は「原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガ ス処理系」に記載)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 3 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	(光竜川原士炉の連転を省) 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場 合において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の 酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲 にあることを把握できるよう、酸素濃度計(中央制御 室用)(個数2(予備1))及び二酸化炭素濃度計(中央 制御室用)(個数2(予備1))を中央制御室内に保管す る設計とする。 【74条16】 【38条18】	設備名称の相違 設計の差異 (酸素濃度計,二酸化炭素濃度計配備数の相 違。)
		重大事故等時に,中央制御室内及び中央制御室待避 所内での操作等に必要な照度の確保は,可搬型照明 (SA)(個数6(予備1))によりできる設計とし,身体 サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度の確保 は,乾電池内蔵型照明(個数5(予備1))によりでき る設計とする。 【74条13】【74条19】	 設計の差異 (可搬型照明(SA)の配備数の相違。) 設計の差異
		 炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制 御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置又は 保管する。 中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策 所と通信連絡を行うため、無線連絡設備(固定型)及 び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。 中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室 待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な 計測装置の監視を行うため、必要な数量のデータ表示 装置(待避所)を設置する設計とする。 【74条9】【74条11】 【77条8】 	設備名称の相違 設計の差異 (通信連絡設備の多様性の相違。) 表現の相違
		無線連絡設備(固定型),衛星電話設備(固定型)及 びデータ表示装置(待避所)は,全交流動力電源喪失 時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交 流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【74条10】【74条12】	設計の差異 (通信連絡設備の多様性の相違。) 設備名称の相違

- 4 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

較表において追記したもの(比較対象外)

: 前回提出時からの変更箇所 【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2. 換気設備,生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 	<柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (女川2号では「4.12.2 中央制御室機能及 び中央制御室外原子炉停止機能」に記載す る。)
		運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重 大事故等時においても中央制御室に運転員がとどまる ために必要な設備を施設し,中央制御室に取り込まれ た外気による線量及び入退域時の線量が,全面マスク 等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し,その実 施のための体制を整備することで,中央制御室の気密 性並びに中央制御室換気空調系。中央制御室待避所加 圧設備(空気ボンベ)。中央制御室しゃへい壁,中央制 御室待避所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいの 機能とあいまって,運転員の実効線量が7日間で 100mSvを超えない設計とする。炉心の著しい損傷が発 生した場合における居住性に係る被ばく評価では,設 計基準事故時の手法を参考にするとともに,炉心の著 しい損傷が発生した場合に放出される放射性物質の種 類,全交流動力電源喪失時の中央制御室換気空調系の 起動遅れ等,炉心の著しい損傷が発生した場合の評価 条件を適切に考慮する。 【74条6】	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場 合において,中央制御室内及び中央制御室待避所内の 酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲 にあることを把握できるよう,計測制御系統施設の酸 素濃度計(中央制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中 央制御室用)を使用し,中央制御室内及び中央制御室 待避所内の居住性を確保できる設計とする。 【74条16】 【38条18】	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎は「4.12.2 中央制御室機能及び中央 制御室外原子炉停止機能」に記載)
		炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベン ト系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に 中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮 蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。中央 制御室待避所は、中央制御室待避所加圧設備(空気ボ ンベ)で正圧化することにより、放射性物質が中央制 御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐこと ができる設計とする。 【74条5】	
			<柏崎刈羽7号機との比較> 設計の差異 (女川は可搬型陽圧化空調機を使用せず,中 央制御室換気空調系により外気を遮断し,室 内空気を浄化しながら循環させることで中 央制御室の居住性を確保する。柏崎は中央制 御室を陽圧化し,放射性物質を含む外気が中 央制御室に直接流入することを防ぐことで 中央制御室の居住性を確保する。)
		差圧計(中央制御室待避所用)(個数 1,計測範囲 0 ~200Pa)により,中央制御室待避所と中央制御室との 間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握 できる設計とする。 【74 条 15】	

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外) 先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉 格納施設の非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローア ウトパネル閉止装置により,運転員の被ばくを低減で きる設計とする。 【74条20】【74条22】	
		重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物 質により汚染したような状況下において、運転員が中 央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚 染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作 業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とし、 身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合 は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サ ーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。 【74条17】【74条18】	表現の相違
		中央制御室及び中央制御室待避所内の区画の照明 は、可搬型照明(SA)を使用し、身体サーベイ及び作 業服の着替え等を行うための区画の照明は、乾電池内 蔵型照明を使用する。 【74条13】【74条19】	表現の相違 設計の差異 (当該区画に使用する照明の相違。)
		中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御 室再循環送風機は,非常用交流電源設備に加えて,常 設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【74条4】	
			- 3 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		非常用ガス処理系は,非常用交流電源設備に加えて, 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす る。 【74条24】	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎は「原子炉格納施設 3.3.1 非常用ガ ス処理系」に記載)
		可搬型照明(SA)及び原子炉建屋ブローアウトパネ ル閉止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【74条25】	設備名称の相違 設計の差異 (給電する電源構成の相違。) < 柏崎刈羽7号機との比較> 記載方針の差異 (柏崎は「4.12.2 中央制御室機能及び中央 制御室外原子炉停止機能」及び「原子炉格納 施設3.3.1 非常用ガス処理系」に記載)

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

 \square

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2.2.1 中央制御室換気空調系 中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性 能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵し た中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再 循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事 故時及び重大事故等時には、中央制御室換気空調系の 外気取入ダンパ、少量外気取入ダンパ及び排風機出ロ ダンパを閉とすることにより外気との連絡ロを遮断 し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転 モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直 接流入することを防ぐことができ、運転員を被ばくか ら防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、 室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御 室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れること も可能な設計とする。 【74条2】【74条3】 【38条15】 	
		中央制御室換気空調系は、地震時及び地震後におい ても、中央制御室の気密性とあいまって、設計上の空 気の流入率を維持でき、「2.1 中央制御室及び緊急時 対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居 住性に係る判断基準を満足する設計とする。 【74条7】 【38条14】	設備名称の相違
		中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制御室 再循環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は, 設計基準事故対処設備であるとともに,重大事故等時 においても使用するため,重大事故等対処設備として の基本方針に示す設計方針を適用する。ただし,多様 性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設 計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処 設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」 に示す設計方針は適用しない。 【74条 26】	設備名称の相違
		- 盗料のらた枕囲りの内容け	コ化(供ぶたフェム) - 5 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外) 先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2.3 生体遮蔽装置等 中央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,緊 急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは、 「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保 するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を 満足する設計とする。 【74条8】 【38条17】【76条15】 	設備構成の差異(女川2号は生体遮蔽装置に
			<柏崎刈羽7号機との比較> 設計の差異 (女川のフィルタ装置は原子炉建屋内に設 置することで遮蔽され線量に影響がないこ とから新たに遮蔽体を設けない。)
		中央制御室しゃへい壁は,設計基準事故対処設備で あるとともに,重大事故等時においても使用するため, 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし,多様性及び独立性並びに位置的 分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない ことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち 「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適 用しない。 【74条26】	設備名称の相違
			<柏崎刈羽7号機との比較> 設計の差異 (女川2号では中央制御室を共用しない。)

- 6 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 原子炉建屋 原子炉建屋原子炉棟等 原子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、 非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋原子炉棟に設置する原 子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態の維持又は開 放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル 閉止装置により開口部を閉止可能な設計とする。 【74条23】 	設備名称の相違 表現の相違
		 3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制 御設備並びに格納容器再循環設備 3.3.1 非常用ガス処理系 炉心の著しい損傷が発生した場合に、非常用ガス処 理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原 子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器 から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を 含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室に とどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とす る。 【74条21】 	設計の差異
		炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起 動する際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止す る必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブ ローアウトパネル閉止装置(個数 1)を操作し、容易 かつ確実に開口部を閉止できる設計とする。また、原 子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は現場において も、人力により操作できる設計とする。 【74条22】	設計の差異 (原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置
		容料のうち枕囲みの内容け 他社の機密裏頂を含むする	可能性があるため公開できません。 - 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		非常用ガス処理系は,非常用交流電源設備に加えて, 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす る。 【74条24】	設備名称の相違
		また,原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は, 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす る。 【74条25】	設備名称の相違 設計の差異 (給電する電源系の相違。)
		非常用ガス処理系の流路として, 設計基準対象施設 である 非常用ガス処理系空気乾燥装置,非常用ガス処 理系フィルタ装置,排気筒,原子炉建屋原子炉棟,原 子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロック を重大 事故等対処設備として使用できる設計とする。 【74条27】	表現の相違 (流路として使用する基本設計方針対象設 備の記載。) 設備名称の相違

- 2 -

4

	€-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:設置	量変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置	置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術	所基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本	広設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	_ •/ N LL 衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	144-24
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
(運転員が原子炉制御室にとど		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
まるための設備)		(3) その他の主要な構造			
		(i)本発電用原子炉施設は,(1)			
		耐震構造,(2)耐津波構造に加			
		え,以下の基本的方針のもとに安			
		全設計を行う。			
		a. 設計基準対象施設			
		(u) 中央制御室			
		中央制御室には, 炉心の著しい			
		損傷が発生した場合においても			
		運転員がとどまるために必要な			
		重大事故等対処設備を設置及び			
		保管する。			
		1 (①a 重複)			
		へ 計測制御系統施設の構造及び	6. 計測制御系統施設		
		設備	6.10 制御室		
		(5) その他の主要な事項	6.10.2 重大事故等時		
		(vi)中央制御室	6.10.2.1 概要		
		中央制御室には, 炉心の著しい	中央制御室には, 炉心の著しい		
		損傷が発生した場合においても	損傷が発生した場合においても		
		運転員がとどまるために必要な	運転員がとどまるために必要な		
		重大事故等対処設備を設置及び	重大事故等対処設備を設置及び		
		保管する。 ӏ (①a 重複)	保管する。 🗘 (①a 重複)		
			中央制御室の系統概要図を第		
			6.10-1図から第6.10-4図に示		
			す。 ②		
			6.10.2.2 設計方針		
			 (1) 居住性を確保するための設 		
			備		
第七十四条 発電用原子炉施設	炉心の著しい損傷が発生した	炉心の著しい損傷が発生した	重大事故が発生した場合にお		計測制御系統施設
には、炉心の著しい損傷が発生し	場合においても、可搬型照明	場合においても運転員がとどま	ける炉心の著しい損傷後の原子	(設備名称を工認名称とした。)	発電用原子炉の運転を管理する
た場合(重大事故等対処設備(特	(SA), 中央制御室送風機, 中央	るために必要な重大事故等対処	炉格納容器フィルタベント系を		ための制御装置
定重大事故等対処施設を構成す	制御室排風機,中央制御室再循環	設備として,可搬型照明(SA),	作動させる場合に、放出される放		4.12.2 中央制御室及び中央制
るものを除く。)が有する原子炉	送風機,中央制御室再循環フィル	中央制御室送風機, 中央制御室排	射性雲による運転員の被ばくを		御室外原子炉停止機能

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	200対比衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	——————————————————————————————————————	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
格納容器の破損を防止するため	タ装置,中央制御室待避所加圧設	風機, 中央制御室再循環送風機,	低減するため,中央制御室内に中		
の機能が損なわれた場合を除	備(空気ボンベ),中央制御室遮	<u>中央制御室再循環フィルタ装置</u> ,	央制御室待避所を設ける設計と		
く。)においても運転員が第三十	蔽,中央制御室待避所しゃへい	中央制御室待避所加圧設備(空気	する。炉心の著しい損傷が発生し		
八条第一項の規定により設置さ	壁,補助しゃへい,2次しゃへい	ボンベ),中央制御室遮蔽,中央	た場合においても運転員がとど		
れる原子炉制御室にとどまるた	壁,差圧計(中央制御室待避所	制御室待避所遮蔽, 差圧計, 酸素	まるために必要な重大事故等対		
めに必要な設備を施設しなけれ	用),酸素濃度計(中央制御室用)	濃度計及び二酸化炭素濃度計を	処設備として,可搬型照明(S		
ばならない。①	及び二酸化炭素濃度計(中央制御	設置する <u>設計とする。</u> ①a	A), 中央制御室送風機, 中央制		
	室用)により、中央制御室内にと		御室排風機,中央制御室再循環送		
	どまり必要な操作ができる設計		風機,中央制御室再循環フィルタ		
	とする。		装置,中央制御室待避所加圧設備		
	①a 【74条1】		(空気ボンベ),中央制御室遮蔽,		
			中央制御室待避所遮蔽, 差圧計,		
			酸素濃度計及び二酸化炭素濃度		
			計を設置する設計とする。 🗘 🕕		
			a①e 重複)		
【解釈】					
1 第74条に規定する「重大事	中央制御室換気空調系は,重大	炉心の著しい損傷が発生した	a. 換気空調設備及び遮蔽設備	設備設計の明確化	放射線管理施設
故等対処設備(特定重大事故等対	事故等時に炉心の著しい損傷が	場合においても運転員がとどま	炉心の著しい損傷が発生した	(事故時に外気から隔離する際	2.2.1 中央制御室換気空調系
処施設を構成するもの除く。)が	発生した場合において高性能エ	るために必要な重大事故等対処	場合においても運転員がとどま	に閉止するダンパを明確化。)	
有する原子炉格納容器の破損を	アフィルタ及びチャコールエア	設備として, <u>中央制御室換気空調</u>	るために必要な重大事故等対処		
防止するための機能が損なわれ	フィルタを内蔵した中央制御室	系は,重大事故等時に炉心の著し	設備として,中央制御室及び中央		
た場合」とは、第64条、第65	再循環フィルタ装置並びに中央	い損傷が発生した場合において	制御室待避所の運転員を過度の		
条、第66条又は第67条の規定	制御室再循環送風機からなる非	<u>高性能エアフィルタ及びチャコ</u>	放射線被ばくから防護するため		
により設置されるいずれかの設	常用ラインを設け,中央制御室換	ールエアフィルタを内蔵した中	に,中央制御室送風機,中央制御		
備の原子炉格納容器の破損を防	気空調系の外気取入ダンパ,少量	<u>央制御室再循環フィルタ装置並</u>	室排風機,中央制御室再循環送風		
止するための機能が喪失した場	外気取入ダンパ及び排風機出口	びに中央制御室再循環送風機か	機及び中央制御室再循環フィル		
合をいう。	ダンパを閉とすることにより外	らなる非常用ラインを設け, 外気	タ装置を使用する。		
	気との連絡口を遮断し,中央制御	との連絡口を遮断し,中央制御室	中央制御室換気空調系は,重大		
2 第74条に規定する「運転員	室再循環フィルタ装置を通る事	再循環フィルタ装置を通る事故	事故等時に炉心の著しい損傷が		
が第38条第1項の規定により	故時運転モードとし,放射性物質	<u>時運転モード</u> とすることにより <u>,</u>	発生した場合において高性能エ		
設置される原子炉制御室にとど	を含む外気が中央制御室に直接	放射性物質を含む外気が中央制	アフィルタ及びチャコールエア		
まるために必要な設備」とは、以	流入することを防ぐことができ	御室に直接流入することを防ぐ	フィルタを内蔵した中央制御室		
下に掲げる措置又はこれらと同	る設計とする。	<u>ことができる設計とする。</u> ①b	再循環フィルタ装置並びに中央		
等以上の効果を有する措置を行	①b 【74条2】	また, 炉心の著しい損傷後の原	制御室再循環送風機からなる非		
うための設備をいう。		<u>子炉格納容器フィルタベント系</u>	常用ラインを設け,外気との連絡		
	外部との遮断が長期にわたり,	を作動させる場合に放出される	口を遮断し,中央制御室再循環フ		放射線管理施設
a)原子炉制御室用の電源 (空調	室内の雰囲気が悪くなった場合	<u>放射性雲通過時に</u> おいて, 中央制	ィルタ装置を通る事故時運転モ		2.2.1 中央制御室換気空調系

С

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) ■:前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	200列比衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C ETIU
及び照明等)は、代替交流電源設	には,外気を中央制御室再循環フ	御室待避所を中央制御室待避所	ードとすることにより,放射性物		
備からの給電を可能とすること。	ィルタ装置で浄化しながら取り	加圧設備(空気ボンベ)で正圧化	質を含む外気が中央制御室に直		
2	入れることも可能な設計とする。	することにより,放射性物質が中	接流入することを防ぐことがで		
	①c 【74条3】	<u>央制御室待避所に流入すること</u>	きる設計とする。		
		を一定時間完全に防ぐことがで	①(①b 重複)		
	中央制御室送風機, 中央制御室	<u>きる設計とする。</u> ①d	また, 炉心の著しい損傷後の原		計測制御系統施設
	排風機及び中央制御室再循環送	中央制御室遮蔽及び <u>中央制御</u>	子炉格納容器フィルタベント系		発電用原子炉の運転を管理する
	風機は,非常用交流電源設備に加	室待避所遮蔽は, 運転員の被ばく	を作動させる場合に放出される		ための制御装置
	えて,常設代替交流電源設備から	の観点から結果が最も厳しくな	放射性雲通過時において,中央制		4.12.2 中央制御室及び中央制
	の給電が可能な設計とする。	る重大事故等時に, ③中央制御室	御室待避所を中央制御室待避所		御室外原子炉停止機能
	②a 【74条4】	換気空調系及び中央制御室待避	加圧設備(空気ボンベ)で正圧化		放射線管理施設
		所加圧設備(空気ボンベ)の機能	することにより,放射性物質が中		2.1 中央制御室及び緊急時対策
		とあいまって, 運転員の実効線量	央制御室待避所に流入すること		所の居住性を確保するための防
		<u>が7日間で 100mSv を超えない設</u>	を一定時間完全に防ぐことがで		護措置
		<u>計とする。</u> ⑥a	きる設計とする。 🗘 (①d 重複)		
	炉心の著しい損傷後の原子炉	また, <u>全面マスク等の着用及び</u>	中央制御室遮蔽及び中央制御	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	格納容器フィルタベント系を作	運転員の交替要員体制を考慮し,	室待避所遮蔽は, 運転員の被ばく	いによる差異あり	
	動させる場合に放出される放射	その実施のための体制を整備す	の観点から結果が最も厳しくな		
	性雲通過時に,運転員の被ばくを	<u>3</u> . 45	る重大事故等時において,中央制		
	低減するため,中央制御室内に中	<u>外部との遮断が長期にわたり,</u>	御室換気空調系及び中央制御室		
	央制御室待避所を設け,中央制御	室内の雰囲気が悪くなった場合	待避所加圧設備(空気ボンベ)の		
	室待避所には,遮蔽設備として,	には,外気を中央制御室再循環フ	機能とあいまって, 運転員の実効		
	中央制御室待避所遮蔽を設ける。	<u>ィルタ装置により浄化しながら</u>	線量が7日間で100mSv を超えな		
	中央制御室待避所は,中央制御室	取り入れることも可能な設計と	い設計とする。 🗘 (③⑥a 重複)		
	待避所加圧設備(空気ボンベ)で	<u>†3.</u> 1c	また, 全面マスク等の着用及び		
	正圧化することにより,放射性物	中央制御室送風機, 中央制御室	運転員の交替要員体制を考慮し,		
	質が中央制御室待避所に流入す	排風機及び中央制御室再循環送	その実施のための体制を整備す		
	ることを一定時間完全に防ぐこ	風機は,非常用交流電源設備に加	る。①(④⑤重複)		
	とができる設計とする。	えて,常設代替交流電源設備から	中央制御室換気空調系は,外気		
	① d①e 【74条5】	<u>の給電が可能な設計とする。</u> ②a	との遮断が長期にわたり, 室内の		①e 引用元:P13
			雰囲気が悪くなった場合には,外		
			気を中央制御室再循環フィルタ		
			装置で浄化しながら取り入れる		
b) 炉心の著しい損傷が発生した	運転員の被ばくの観点から結		ことも可能な設計とする。 🗘 🕕	設備設計の明確化	放射線管理施設
場合の原子炉制御室の居住性に	果が最も厳しくなる重大事故等		c 重複)	(運転員の被ばく線量評価の具	2.1 中央制御室及び緊急時対策
ついて、次の要件を満たすもので	時においても中央制御室に運転		中央制御室送風機, 中央制御室	体的な評価方針について明確化	所の居住性を確保するための防
あること。	員がとどまるために必要な設備		排風機及び中央制御室再循環送	している。)	護措置

0



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

 </li

様式-7

		安水争惧?	との対比表 └─────		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	を施設し、中央制御室しゃへい壁		風機は,非常用交流電源設備に加		
① 設置許可基準規則解釈第37	を透過する放射線による線量、中		えて常設代替交流電源設備から		
その想定する格納容器破損モー	央制御室に取り込まれた外気に		の給電が可能な設計とする。		
ドのうち、原子炉制御室の運転員	く前岬里に取り込まれのに/FX(に よる線量及び入退域時の線量が,		(②a 重複)		
<i>下のりら、原子炉制御室の運転員</i> の被ばくの観点から結果が最も	全面マスク等の着用及び運転員		(2)a 単後) 主要な設備は、以下のとおりと		
厳しくなる事故収束に成功した			主要な設備は、以下のこわりこする。		
	の交替要員体制を考慮し,その実				
事故シーケンス (例えば、炉心の	施のための体制を整備すること		· 中央制御室送風機		
著しい損傷の後、格納容器圧力逃	で、中央制御室の気密性並びに中		· 中央制御室排風機		
がし装置等の格納容器破損防止	央制御室換気空調系 <mark>、</mark> 中央制御室		 ・中央制御室再循環送風機 		
対策が有効に機能した場合)を想	待避所加圧設備(空気ボンベ) <mark>,</mark>		・中央制御室再循環フィルタ装		
定すること。	中央制御室しゃへい壁,中央制御		置		
3	室待避所遮蔽,2次しゃへい壁及		•中央制御室待避所加圧設備(空		
	び補助しゃへいの機能とあいま		気ボンベ)		
② 運転員はマスクの着用を考慮	って,運転員の実効線量が7日間		• 中央制御室遮蔽		
してもよい。ただしその場合は、	で 100mSv を超えない設計とす		 中央制御室待避所遮蔽 		
実施のための体制を整備するこ	る。炉心の著しい損傷が発生した		・常設代替交流電源設備(10.2		
Ł. (4)	場合における居住性に係る被ば		代替電源設備)		
	く評価では,設計基準事故時の手		♦		
③ 交代要員体制を考慮してもよ	法を参考にするとともに, 炉心の		本系統の流路として,中央制御		
い。ただしその場合は、実施のた	著しい損傷が発生した場合に放		室換気空調系ダクト・ダンパ及び		
めの体制を整備すること。⑤	出される放射性物質の種類,全交		中央制御室待避所加圧設備(配		
	流動力電源喪失時の中央制御室		管・弁)を重大事故等対処設備と		
④ 判断基準は、運転員の実効線	換気空調系の起動遅れ等, 炉心の		して使用する。 🕉		
量が7 日間で100mSv を超えな	著しい損傷が発生した場合の評				
いこと。⑥	価条件を適切に考慮する。				
	3456 a 【74条6】				
					③④⑤⑥a 引用元:P3
	中央制御室換気空調系は, 地震				
	時及び地震後においても,中央制			設備設計の明確化	放射線管理施設
	御室の気密性とあいまって,設計			(換気空調系による居住性確保	2.2.1 中央制御室換気空調系
	上の空気の流入率を維持でき,			について,その判断基準について	
	「2.1 中央制御室及び緊急時対			明確化している。)	
	策所の居住性を確保するための				
	防護措置」に示す居住性に係る判				
	断基準を満足する設計とする。				
	6 【74条7】				
	1		1	1	1

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線	.)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八か	らの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)	との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)	との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針	(後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) ■:前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ע מוע
	中央制御室しゃへい壁,中央制				
	御室待避所遮蔽,2次しゃへい壁			設備設計の明確化	放射線管理施設
	及び補助しゃへいは,「2.1 中央			(遮蔽による居住性確保につい	2.3 生体遮蔽装置
	制御室及び緊急時対策所の居住			て,その判断基準について明確化	
	性を確保するための防護措置」に			している。)	
	示す居住性に係る判断基準を満				
	足する設計とする。				
	⑥ 【74条8】				
	炉心の著しい損傷が発生した		b. 通信連絡設備		
	場合においても中央制御室に運	伝ふの茎しい場復が発生した	D. 通信連紹設備 炉心の著しい損傷が発生した	同趣旨の記載であるが,表現の違	計測制御系統施設
	場合においても中央制御室に運 転員がとどまるため,中央制御室	<u>炉心の著しい損傷が発生した</u> 場合においても運転員がとどま	が心の者しい損傷が発生した 場合においても運転員がとどま	向越自の記載であるか, 表現の崖 いによる差異あり	計例前仰示机施設 発電用原子炉の運転を管理する
	転員がここまるにの,中央制御室 待避所に待避した運転員が,緊急	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処	いによる左共のり	光電用原子炉の運転を管理する ための制御装置
	特距所に特距した運転員か, 索忌 時対策所と通信連絡を行うため,	<u>るため</u> に必要な重大争取等対処 設備として,中央制御室待避所に	るために必要な重人事取等対処 設備として,中央制御室待避所に		2.000前岬表直4.12.2 中央制御室及び中央制
	時対象所と通信運給を行うため, 必要な数量の無線連絡設備(固定	お備として <u>、中央制御室待庭所に</u> 待避した運転員が、緊急時対策所	設備として、中央制御室付歴所に 待避した運転員が、緊急時対策所		4.12.2 中天前仰至及60中天前 御室外原子炉停止機能
	型)及び衛星電話設備(固定型)	<u>付起した運転員が, 索志時対策所</u> と通信連絡を行うため, 無線連絡	付近した運転員か,緊急時対象所 と通信連絡を行うため,無線連絡		仰至外尿于炉停止機能
	空) 及び 開 星 电 品 設 頒 (固 足 空) を 使 用 す る 設 計 と す る。	2通信連絡を引りため, 無線連絡 設備(固定型)及び衛星電話設備	2通信運給を行りため, 無線運給 設備(固定型)及び衛星電話設備		
	を使用する設計とする。 ①f 【74条9】	<u>設備(固定型)及び開産電話設備</u> (固定型)を使用する。①f	設備 (固定型) 及び開産電話設備 (固定型)を使用する。 ��(①f 重		
		(固定空)を使用する。(1)	(回圧空)を使用りる。♥(①1 里 複)		
			1支/		
	無線連絡設備(固定型)及び衛				
	星電話設備(固定型)は、全交流	無線連絡設備(固定型)及び衛	無線連絡設備(固定型)及び衛		同上
	動力電源喪失時においても常設	星電話設備(固定型)は、全交流	星電話設備(固定型)は、全交流		
	代替交流電源設備又は可搬型代	動力電源喪失時においても常設	動力電源喪失時においても常設		
	替交流電源設備からの給電が可	代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代		
	能な設計とする。	替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可		
	②b 【74条10】	<u>自文に追ぶには、 能な設計とする。②b</u>	能な設計とする。		
			主要な設備は、以下のとおりと		
			する。		
			 ・無線連絡設備(固定型)(10.12) 		
			通信連絡設備)		
			 ・衛星電話設備(固定型)(10.12) 		
			通信連絡設備)		
			 ・常設代替交流電源設備(10.2) 		
			代替電源設備)		
			·可搬型代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
		TA		及び本本設計が計での対応		
			×			
	炉心の著しい損傷が発生した		c. データ表示装置(待避所)			
	場合においても中央制御室に運	炉心の著しい損傷が発生した	炉心の著しい損傷が発生した	同趣旨の記載であるが,表現の違	計測制御系統施設	
	転員がとどまるため、中央制御室	場合においても運転員がとどま	場合においても運転員がとどま	いによる差異あり	発電用原子炉の運転を管理する	
	待避所に待避した運転員が,中央	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処		ための制御装置	
	制御室待避所の外に出ることな	設備として,中央制御室待避所に	設備として,中央制御室待避所に		4.12.2 中央制御室及び中央制	
	く発電用原子炉施設の主要な計	待避した運転員が,中央制御室待	待避した運転員が,中央制御室待		御室外原子炉停止機能	
	測装置の監視を行うため, データ	避所の外に出ることなく発電用	避所の外に出ることなく発電用			
	表示装置 (待避所) を設置する設	原子炉施設の主要な計測装置の	原子炉施設の主要な計測装置の			
	計とする。	<u>監視を行うため</u> に <u>データ表示装</u>	監視を行うためにデータ表示装			
	①g 【74条11】	<u>置(待避所)を設置する。</u> ①g	置(待避所)を設置する。 🗘 🕕			
			g 重複)			
	データ表示装置(待避所)は,					
	全交流動力電源喪失時において	<u>データ表示装置(待避所)は,</u>	データ表示装置(待避所)は,		同上	
	も常設代替交流電源設備又は可	全交流動力電源喪失時において	全交流動力電源喪失時において			
	搬型代替交流電源設備からの給	も常設代替交流電源設備又は可	も常設代替交流電源設備又は可			
	電が可能な設計とする。	搬型代替交流電源設備からの給	搬型代替交流電源設備からの給			
	②c 【74条12】	<u>電が可能な設計とする。</u> ②c	電が可能な設計とする。 🗘 (②c			
			重複)			
			主要な設備は, 以下のとおりと			
			する。			
			 ・データ表示装置(待避所) 			
			 ・常設代替交流電源設備(10.2) 			
			代替電源設備)			
			·可搬型代替交流電源設備(10.2			
			代替電源設備)			
			Ť			
			d. 中央制御室の照明を確保する			
	重大事故等時に、中央制御室内		u. 平大時時至の無効を確保する 設備			
	型八季战争時に, 千久雨岬里 及び中央制御室待避所内での操		想定される重大事故等時にお	設備設計の明確化	同上	
	及い中央制御里待壁所内での操 作等に必要な照度の確保は、可搬		いて,設計基準対象施設である中	(可搬型照明の使用目的を明記		
	1+等に必要な照度の確保は、可搬 型照明(SA)(個数6(予備1))		央制御室照明が使用できない場	(可搬至照明の使用目的を明記した。)		
	室照明 (SA) (個数 6 (17個 1)) によりできる設計とする。		そ前御童庶所が使用できない場合の重大事故等対処設備として、			
	①h 【74条13】		可搬型照明(SA)を使用する。			

20

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <<p><関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説) 様式-7 技術基準要求機器リスト(影) : 前回提出時からの

说明資料)	
設定根拠に関する説明書	別添-1)
の変更箇所	

技術基準規則・解釈	設工認申請書	安小 尹 快 C 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
民间盔中观察门 加州	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			(①a 重複)		①h 引用元:P12
	可搬型照明(SA)は,全交流動				
	力電源喪失時においても常設代	想定される重大事故等時にお	可搬型照明(SA)は,全交流		計測制御系統施設
	替交流電源設備からの給電が可	いて,設計基準対象施設である中	動力電源喪失時においても常設		発電用原子炉の運転を管理する
	能な設計とする。	央制御室照明が使用できない場	代替交流電源設備からの給電が		ための制御装置
	②d 【74条14】	合の重大事故等対処設備として,	可能な設計とする。 🗘 (②d 重複)		4.12.2 中央制御室及び中央制
		<u>可搬型照明(SA)は,全交流動</u>	主要な設備は,以下のとおりと		御室外原子炉停止機能
		力電源喪失時においても常設代	する。		
		替交流電源設備からの給電が可	・可搬型照明 (SA)		
		<u>能な設計とする。</u> 2d	・常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			3		
			e.差圧計,酸素濃度計及び二酸		
	差圧計(中央制御室待避所用)		化炭素濃度計		
	(個数 1, 計測範囲 0~200Pa) に	炉心の著しい損傷が発生した	炉心の著しい損傷が発生した	設備記載の適正化	放射線管理施設
	より,中央制御室待避所と中央制	場合においても運転員がとどま	場合においても運転員がとどま	(設備名称を工認名称とした。)	2.1 中央制御室及び緊急時対策
	御室との間が正圧化に必要な差	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処		所の居住性を確保するための防
	圧が確保できていることを把握	設備として, <u>中央制御室待避所と</u>	設備として,中央制御室と中央制		護措置
	できる設計とする。	<u>中央制御室との間が正圧化に必</u>	御室待避所との間が正圧化に必		計測制御系統施設
	①i①j 【74条15】	<u>要な差圧を確保できていること</u>	要な差圧を確保できていること		発電用原子炉の運転を管理する
		<u>を把握</u> するため, <u>差圧計</u> を使用す	を把握するため, 差圧計を使用す		ための制御装置
		る。①i	る。��(①i 重複)		4.12.2 中央制御室及び中央制
					御室外原子炉停止機能
					①j引用元:P26
	炉心の著しい損傷が発生した				
	場合においても中央制御室に運	また, 中央制御室内及び中央制	また,中央制御室内及び中央制	設備記載の適正化	同上
	転員がとどまるため,中央制御室	御室待避所内の酸素濃度及び二	御室待避所内の酸素濃度及び二	(設備名称を工認名称とした。ま	
	内及び中央制御室待避所内の酸	酸化炭素濃度が活動に支障がな	酸化炭素濃度が活動に支障がな	た,設備の設置目的を明確化し	
	素濃度及び二酸化炭素濃度が活	い範囲にあることを把握するた	い範囲にあることを把握するた	た。)	
	動に支障がない範囲にあること	め,酸素濃度計及び二酸化炭素濃	め,酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
	を把握できるよう、酸素濃度計	<u>度計</u> を使用する。①k	度計を使用する。		
	(中央制御室用)(個数2(予備				
	1))及び二酸化炭素濃度計(中央		主要な設備は,以下のとおりと		
	制御室用)(個数2(予備1))を		する。		
	中央制御室内に保管する設計と		・差圧計		
	する。		・酸素濃度計		

21

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) ■:前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表	l
-----------	---

	設工認申請書	設置許可申請書	2000LA 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/++- ++
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	①k①1①m 【74条16】		・二酸化炭素濃度計		
			3		①k 引用元:P7
			その他,設計基準事故対処設備		①1①m引用元:P12
			である非常用交流電源設備を重		
			大事故等対処設備(設計基準拡		
			張)として使用する。 4		
			非常用交流電源設備について		
			は,「10.1 非常用電源設備」にて		
			記載する。		
			常設代替交流電源設備及び可		
			搬型代替交流電源設備について		
			は,「10.2 代替電源設備」にて記		
			載する。		
			無線連絡設備(固定型)及び衛		
			星電話設備(固定型)については,		
			「10.12 通信連絡設備」にて記載		
			する。		
			\Diamond		
			(2) 汚染の持込みを防止するた		
	重大事故等が発生し,中央制御		めの設備		
c)原子炉制御室の外側が放射性	室の外側が放射性物質により汚	重大事故等が発生し,中央制御	重大事故等が発生し,中央制御		計測制御系統施設
物質により汚染したような状況	染したような状況下において,運	室の外側が放射性物質により汚	室の外側が放射性物質により汚		発電用原子炉の運転を管理する
下において、原子炉制御室への汚	転員が中央制御室の外側から中	染したような状況下において,運	染したような状況下において, 運		ための制御装置
染の持ち込みを防止するため、モ	央制御室に放射性物質による汚	転員が中央制御室の外側から中	転員が中央制御室の外側から中		4.12.2 中央制御室及び中央制
ニタリング及び作業服の着替え	染を持込むことを防止するため,	 央制御室に放射性物質による汚	央制御室に放射性物質による汚		御室外原子炉停止機能
等を行うための区画を設けるこ	身体サーベイ及び作業服の着替	染を持ち込むことを防止するた	染を持ち込むことを防止するた		放射線管理施設
Ł. 7	え等を行うための区画を設ける	め,身体サーベイ及び作業服の着	め,身体サーベイ及び作業服の着		2.1 中央制御室及び緊急時対策
	設計とする。	替え等を行うための区画を設け	替え等を行うための区画を設け		所の居住性を確保するための防
	⑦a 【74条17】	<u>る設計とする。</u> ⑦a <u>身体サーベイ</u>	る設計とする。身体サーベイの結		護措置
		の結果,運転員の汚染が確認され	果,運転員の汚染が確認された場		
	身体サーベイの結果,運転員の	た場合は,運転員の除染を行うこ	合は,運転員の除染を行うことが		
	汚染が確認された場合は,運転員	とができる区画を,身体サーベイ	できる区画を, 身体サーベイを行		放射線管理施設
	の除染を行うことができる区画	を行う区画に隣接して設置する	う区画に隣接して設置する設計		2.1 中央制御室及び緊急時対策
	を,身体サーベイを行う区画に隣	<u>設計とする。</u> ⑦b <u>また,</u> 照明につ	とする。また,照明については,		所の居住性を確保するための防
	接して設置する設計とする。	いては, 乾電池内蔵型照明により	乾電池内蔵型照明により確保で		護措置
	⑦b 【74条18】	<u>確保できる設計とする。</u> ⑦c	きる設計とする。		

赤色	ŝ	様式-6 に関する記載(付番及び下線)	
青色	į	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色		設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色		技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色	ł	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			�(⑦a⑦b⑦c 重複)		⑦b 引用元: P8
	また, 照明については, 乾電池				
	内蔵型照明 <mark>(個数 5(予備 1))</mark> に				計測制御系統施設
	より確保できる設計とする。				発電用原子炉の運転を管理する
	⑦c 【74条19】				ための制御装置
					4.12.2 中央制御室及び中央制
					御室外原子炉停止機能
					放射線管理施設
					2.1 中央制御室及び緊急時対策
					所の居住性を確保するための
					護措置
			(3) 運転員の被ばくを低減する		⑦c 引用元:P8
	炉心の著しい損傷が発生した		ための設備		
d)上記 b)の原子炉制御室の居 生性を確保するために原子炉格	場合において,原子炉格納施設の 非常用ガス処理系により,運転員	<u>炉心の著しい損傷が発生した</u>	炉心の著しい損傷が発生した 増へにおいて、E転号の地域くた	設備設計の明確化	同上
HEYE WILLE ない A COL 原子炉格 納容器から漏えいした空気中の	#常用ガス処理系により,運転員 の被ばくを低減できる設計とす	<u>場合に</u> おいて <u>,運転員の被ばくを</u> 低減するための重大事故等対処	場合において,運転員の被ばくを 低減するための重大事故等対処	(非常用ガス処理系使用目的を 明記した。)	
的な協力ら備えいした至メ中の 放射性物質の濃度を低減する必	の彼はくを低減てきる政計とする。	<u> 心臓</u> りるための重八事成等対処 設備として,非常用ガス処理系及	こして、非常用ガス処理系及		
要がある場合は、非常用ガス処理	3。 ⑧a 【74 条 20】	び原子炉建屋ブローアウトパネ	び原子炉建屋ブローアウトパネ		
系等 (BWR の場合) 又はアニュラ		ル閉止装置を使用する。非常用ガ	ル閉止装置を使用する。非常用ガ		
ス空気再循環設備等(PWR の場	炉心の著しい損傷が発生した	ス処理系は、非常用ガス処理系排	ス処理系は,非常用ガス処理系排		
今) を設置すること。 ⑧	場合に,非常用ガス処理系は,非	風機, 配管·弁類, 計測制御装置	風機, 配管·弁類, 計測制御装置	設備設計の明確化	計測制御系統施設
	常用ガス処理系排風機により原	等で構成し,非常用ガス処理系排	等で構成し,非常用ガス処理系排	(非常用ガス処理系による被ば	発電用原子炉の運転を管理する
	子炉建屋原子炉棟内を負圧に維	風機により原子炉建屋原子炉棟	風機により原子炉建屋原子炉棟	く低減の具体的な方針について	ための制御装置
	持するとともに,原子炉格納容器	内を負圧に維持するとともに,原	内を負圧に維持するとともに,原	明記した。)	4.12.2 中央制御室及び中央制
	から原子炉建屋原子炉棟内に漏	子炉格納容器から原子炉建屋原	子炉格納容器から原子炉建屋原		御室外原子炉停止機能
	えいした放射性物質を含む気体	子炉棟内に漏えいした放射性物	子炉棟内に漏えいした放射性物		原子炉格納施設
	を排気筒から排気することで,中	質を含む気体を排気筒から排気	質を含む気体を排気筒から排気		3.3.1 非常用ガス処理系
	央制御室にとどまる運転員を過	することで,中央制御室の運転員	することで,中央制御室の運転員		
	度の被ばくから防護する設計と	の <u>被ばく</u> を低減することができ	の被ばくを低減することができ		
	する。	る <u>設計とする。</u> ⑧a⑧b	る設計とする。なお,本系統を使		
	⑧ b 【74条21】		用することにより重大事故等対		
			応要員の被ばくを低減すること		
			も可能である。�� (⑧a⑧b 重複)		
	炉心の著しい損傷が発生し,非				
e)BWR にあっては、上記b)の	常用ガス処理系を起動する際に,	原子炉建屋原子炉棟の気密バ	原子炉建屋原子炉棟の気密バ	設備設計の明確化	計測制御系統施設
原子炉制御室の居住性を確保す	席吊がへ処理来を起動する際に, 原子炉建屋ブローアウトパネル	ウンダリの一部として原子炉建	ウンダリの一部として原子炉建	(原子炉建屋ブローアウトパネ	〒例前仰示机旭設 発電用原子炉の運転を管理する
ア マ ゴ 田 ひ 二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					元中川が1~シモ料で日生りる

赤色:	様式-6	に関する	記載(作	番及び下線	R)
青色:	設置変	更許可本	文及び添	付書類八か	らの引用以外の記載
茶色:	設置変	更許可と	基本設計	·方針(後)	との対比
緑色:	技術基	準規則と	基本設計	·方針(後)	との対比
紫色:	基本設	計方針(前)と基	本設計方針	 (後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
るために原子炉建屋に設置され	を閉止する必要がある場合には,	屋に設置する原子炉建屋ブロー	屋に設置する原子炉建屋ブロー	ル使用条件の明確化, 操作場所の	ための制御装置	
たブローアウトパネルを閉止す	中央制御室から原子炉建屋ブロ	アウトパネルは,閉状態を維持で	アウトパネルは, 閉状態を維持で	明確化。)	4.12.2 中央制御室及び中央制	
る必要がある場合は、容易かつ確	ーアウトパネル閉止装置(個数	きる,又は開放時に <u>容易かつ確実</u>	きる,又は開放時に容易かつ確実		御室外原子炉停止機能	
実に閉止操作ができること。ま	1)を操作し、容易かつ確実に開	に原子炉建屋ブローアウトパネ	に原子炉建屋ブローアウトパネ		原子炉格納施設	
た、ブローアウトパネルは、現場	口部を閉止できる設計とする。ま	<u>ル閉止装置</u> により <u>開口部を閉止</u>	ル閉止装置により開口部を閉止		3.3.1 非常用ガス処理系	
において人力による操作が可能	た,原子炉建屋ブローアウトパネ	できる設計とする。また,原子炉	できる設計とする。 また, 原子炉			
なものとすること。 ⑨	ル閉止装置は現場においても,人	建屋ブローアウトパネル閉止装	建屋ブローアウトパネル閉止装			
	力により操作できる設計とする。	<u>置は,</u> 現場において,人力により	置は, 現場において, 人力により			
	⑨a⑨b 【74条22】	<u>操作できる設計とする。</u> ⑨a	操作できる設計とする。 🗘 (⑨a			
			重複)		⑨b 引用元: P12	
	原子炉建屋原子炉棟は,重大事					
	故等時においても,非常用ガス処			設備記載の適正化	原子炉格納施設	
	理系により,内部の負圧を確保す			(設備名称を工認名称とした。)	2.1 原子炉建屋原子炉棟等	
	ることができる設計とする。原子					
	炉建屋原子炉棟の気密バウンダ					
	リの一部として原子炉建屋原子					
	炉棟に設置する原子炉建屋ブロ					
	ーアウトパネルは,閉状態の維持					
	又は開放時に容易かつ確実に原					
	子炉建屋ブローアウトパネル閉					
	止装置により開口部を閉止可能					
	な設計とする。					
	<mark>⑨</mark> c 【74 条 23】					
					⑨c 引用元:P28	
	非常用ガス処理系は,非常用交					
	流電源設備に加えて,常設代替交	非常用ガス処理系は, 非常用交	非常用ガス処理系は, 非常用交		計測制御系統施設	
	流電源設備からの給電が可能な	流電源設備に加えて,常設代替交	流電源設備に加えて,常設代替交		発電用原子炉の運転を管理する	
	設計とする。	流電源設備からの給電が可能な	流電源設備からの給電が可能な		ための制御装置	
	②e 【74 条 24】	<u>設計とする。</u> ②e	設計とする。また, 原子炉建屋ブ		4.12.2 中央制御室及び中央制	
			ローアウトパネル閉止装置は,常		御室外原子炉停止機能	
			設代替交流電源設備からの給電		放射線管理施設	
			が可能な設計とする。 �� (@e@f		2.1 中央制御室及び緊急時対策	
			重複)		所の居住性を確保するための防	
			主要な設備は,以下のとおりと		護措置	
			する。		原子炉格納施設	

24



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (開連する資料)
 ・様示土 への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	—————————————————————————————————————	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			・非常用ガス処理系排風機		3.3.1 非常用ガス処理系
	また,原子炉建屋ブローアウト		・原子炉建屋ブローアウトパネ		
	パネル閉止装置は,常設代替交流	また,原子炉建屋ブローアウト	ル閉止装置		計測制御系統施設
	電源設備からの給電が可能な設	パネル閉止装置は,常設代替交流	 ・常設代替交流電源設備(10.2) 		発電用原子炉の運転を管理する
	電源設備からの福電が可能な設計とする。	電源設備からの給電が可能な設	代替電源設備)		ための制御装置
	ョ こ 9 る。 ②f 【74 条 25】				4.12.2 中央制御室及び中央制
	②1 【74 荣 25】	<u>計とする。</u> ②f	×		4.12.2 中央制御室及び中央制 御室外原子炉停止機能
		中央制御室遮蔽及び中央制御			
		室待避所遮蔽は,「チ(1)(v) 遮			放射線管理施設
					2.1 中央制御室及び緊急時対策
		中央制御室送風機,中央制御室			所の居住性を確保するための防
		排風機,中央制御室再循環送風			護措置
		機,中央制御室再循環フィルタ装			原子炉格納施設
	the standard free many to the standard standard	置及び中央制御室待避所加圧設			3.3.1 非常用ガス処理系
	中央制御室しゃへい壁,中央制	備(空気ボンベ)は、「チ(1)(vi)			
	御室送風機,中央制御室排風機,	換気空調設備」に記載する。		同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設
	中央制御室再循環送風機及び中	代替交流電源設備は,「ヌ		いによる差異あり	2.2.1 中央制御室換気空調系
	央制御室再循環フィルタ装置は,	(2)(iv) 代替電源設備」に記載す			2.3 生体遮蔽装置
	設計基準事故対処設備であると	る。 2			
	ともに, 重大事故等時においても				
	使用するため,重大事故等対処設	[常設重大事故等対処設備]			
	備としての基本方針に示す設計	中央制御室遮蔽			
	方針を適用する。 ただし, 多様性	(「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用)			
	及び独立性並びに位置的分散を	中央制御室待避所遮蔽			
	考慮すべき対象の設計基準事故	(「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用)			
	対処設備はないことから,重大事	中央制御室送風機			
	故等対処設備の基本方針のうち	(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と			
	「5.1.2 多様性,位置的分散等」	兼用)			
	に示す設計方針は適用しない。	中央制御室排風機			
	① n 【74条26】	(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と			
		兼用)			①n 引用元: P12
		中央制御室再循環送風機			
		(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と			
	非常用ガス処理系の流路とし	兼用)	本系統 <u>の流路として,非常用ガ</u>	同趣旨の記載であるが,表現の相	原子炉格納施設
	て <mark>設計基準対象施設である</mark> 非常	中央制御室再循環フィルタ装置	ス処理系空気乾燥装置,非常用ガ	違による差異	3.3.1 非常用ガス処理系
	用ガス処理系空気乾燥装置,非常	(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	ス処理系フィルタ装置,非常用ガ		
	用ガス処理系フィルタ装置, 排気	兼用)	ス処理系の配管及び弁並びに排		
	筒 <mark>,原子炉建屋原子炉棟,原子炉</mark>	無線連絡設備 (固定型)	気筒を重大事故等対処設備とし		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書	設置許可申請書	2の対比表	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C 1110
	建屋大物搬入口及び原子炉建屋	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と	<u>て使用する。</u>		
	<mark>エアロック</mark> を重大事故等対処設	兼用)	その他,設計基準対象施設であ		
	備として使用できる設計とする。	衛星電話設備(固定型)	る原子炉建屋原子炉棟を重大事		
	10 【74条27】	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と	<u>故等対処設備として使用</u> 100し,非		
		兼用)	常用交流電源設備を重大事故等		
		データ表示装置(待避所)	対処設備(設計基準拡張)として		
		個 数 一式	使用する。 🚸		
		差圧計	非常用交流電源設備について		
		(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	は,「10.1 非常用電源設備」にて		
		兼用)	記載する。		
		非常用ガス処理系排風機	常設代替交流電源設備につい		
		(「リ(4)(ⅲ) 非常用ガス処理	ては,「10.2 代替電源設備」にて		
		系」と兼用)	記載する。		
		3	\diamond		
		原子炉建屋ブローアウトパネル	中央制御室遮蔽,中央制御室送		
		閉止装置	風機, 中央制御室排風機, 中央制		
		(「リ(4)(ⅲ) 非常用ガス処理	御室再循環送風機, 中央制御室再		
		系」と兼用)	<u>循環フィルタ装置</u> 及び非常用デ		
		<u>個数1</u> 9b	ィーゼル発電機 🔶 <u>は, 設計基準</u>		
			事故対処設備であるとともに,重		
		[可搬型重大事故等対処設備]	大事故等時においても使用する		
		中央制御室待避所加圧設備(空気	<u>ため,</u> 「1.1.7 <u>重大事故等対処設</u>		
		ボンベ)	<u>備</u> に関する <u>基本方針」に示す設計</u>		
		(「チ(1) (vi)換気空調設備」と兼	<u>方針を適用する。ただし,多様性</u>		
		用)	及び位置的分散を考慮すべき対		
		可搬型照明 (SA)	象の設計基準事故対処設備はな		
		<u>個数6(予備1)</u>	<u>いことから,</u> 「1.1.7 <u>重大事故等</u>		
		h	<u>対処設備</u> に関する <u>基本方針</u> 」のう		
		酸素濃度計	ち多様性及び <u>位置的分散</u> の設計		
		<u>個数2(予備1)</u>	 方針は適用しない。 ①n		
		1	原子炉建屋原子炉棟について		
		二酸化炭素濃度計	は,「9.1.2 重大事故等時」に示		
		個数 2 (予備1)	す。②		
		酸素濃度計及び二酸化炭素濃			
		度計は,設計基準事故時及び重大	6.10.2.2.1 多様性,位置的分散		
		事故等時ともに使用する。	基本方針については,「1.1.7.		
		1)m	1 多様性, 位置的分散, 悪影響防		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金平取百万町(仮)	42	止等」に示す。	及6.墨平散前方町と65月比	
			中央制御室換気空調系及び非		
		チ 放射線管理施設の構造及び設	常用ガス処理系は、多重性を有す		
		備	る非常用交流電源設備からの給		
		(1) 屋内管理用の主要な設備の	電が可能な設計とする。		
		種類	中央制御室送風機,中央制御室排		
		(v)	風機,中央制御室再循環送風機,		
		a. 中央制御室遮蔽	中央制御室再循環フィルタ装置、		
		炉心の著しい損傷が発生した	非常用ガス処理系排風機及び原		
		場合においても中央制御室に運	子炉建屋ブローアウトパネル閉		
		転員がとどまるために必要な遮	上装置は,非常用交流電源設備に		
		蔽設備として,中央制御室遮蔽を	対して多様性を有する常設代替		
		設ける。 〕(①e 重複)	交流電源設備からの給電により		
		炉心の著しい損傷後の原子炉	駆動できる設計とする。		
		格納容器フィルタベント系を作	可搬型照明(SA)は、中央制		
		動させる場合に放出される放射	御室の非常用照明設備と共通要		
		性雲による運転員の被ばくを低	因によって同時に機能を損なわ		
		減するため,中央制御室内に中央	ないよう, 位置的分散を図る設計		
		制御室待避所を設け,中央制御室	とする。		
		待避所には、遮蔽設備として、中	電源設備の多様性,位置的分散		
		央制御室待避所遮蔽を設ける。①	については、「10.2 代替電源設		
		<u>人的時主代進済感報を取得る。</u> e	備」に記載する。		
		C			
		「常設重大事故等対処設備〕	× • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
		中央制御室遮蔽	6.10.2.2.2 悪影響防止		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	基本方針については,「1.1.7.		
		用) 一式	1 多様性, 位置的分散, 悪影響防		
		中央制御室遮蔽は,設計基準事故	上等」に示す。		
		中及び重大事故等時ともに使用	中央制御室の居住性の確保の		
		時及び重大争成寺時ともに使用する。	ために使用する中央制御室遮蔽		
		9 つ。 中央制御室待避所遮蔽	及び中央制御室待避所遮蔽は,制		
		中天前御室苻延所遮蔽 (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	御建屋と一体のコンクリート構		
		用) 一式	御建屋と一体のコンクリード構造物とし,倒壊等により他の設備		
			に悪影響を及ぼさない設計とす		
		(…) 協与 空調乳借	る。		
		(vi)換気空調設備	中央制御室送風機,中央制御室		
		b. 中央制御室換気空調系	排風機,中央制御室再循環送風		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

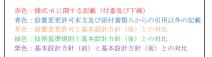
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	200対比衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[文州 基·毕 規則 · 胜 朳	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加石
		炉心の著しい損傷が発生した	機,中央制御室再循環フィルタ装		
		場合において,中央制御室換気空	置及び非常用ガス処理系排風機		
		調系は,高性能エアフィルタ及び	は,設計基準事故対処設備として		
		チャコールエアフィルタを内蔵	使用する場合と同じ系統構成で		
		した中央制御室再循環フィルタ	重大事故等対処設備として使用		
		装置並びに中央制御室再循環送	することで,他の設備に悪影響を		
		風機からなる非常用ラインを設	及ぼさない設計とする。		
		ける。 1 (①b 重複)	原子炉建屋ブローアウトパネ		
			ル閉止装置は,他の設備から独立		
		[常設重大事故等対処設備]	して使用が可能なことで,他の設		
		中央制御室送風機	備に悪影響を及ぼさない設計と		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	する。		
		用)	中央制御室待避所加圧設備(空		
		台数 1 (予備1)	気ボンベ),データ表示装置(待		
		容量約80,000m ³ /h	避所) 及び差圧計は,他の設備か		
		中央制御室排風機	ら独立して使用することで, 他の		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	設備に悪影響を及ぼさない設計		
		用)	とする。		
		台 数 1 (予備1)	可搬型照明(SA)は,他の設		
		容量約5,000m ³ /h	備から独立して使用することで、		
		中央制御室再循環送風機	他の設備に悪影響を及ぼさない		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	設計とする。		
		用)	酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
		台数 1 (予備1)	度計は,他の設備から独立して使		
		容量約8,000m ³ /h	用が可能なことで,他の設備に悪		
		中央制御室再循環フィルタ装置	影響を及ぼさない設計とする。		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	非常用ガス処理系は,設計基準		
		用)	事故対処設備として使用する場		
		基数1	合と同じ系統構成で, 重大事故等		
		粒子除去効率 99.9%	対処設備として使用することに		
		以上(直径 0.5 µm 以上の粒子)	より,他の設備に悪影響を及ぼさ		
		系統よう素除去効率 90%	ない設計とする。		
		以上(相対湿度 70%以下におい	6		
		T)			
		3	6.10.2.2.3 容量等		
			基本方針については,「1.1.7.		
		c. 中央制御室待避所加圧設備	2 容量等」に示す。		
		>, 工入时两主行延用加工以開	- 11:里寸」(い))。		l



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X附墨华烧 <u>期</u> · 胜秋	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		(空気ボンベ)	中央制御室待避所加圧設備 (空		
		炉心の著しい損傷後の原子炉	気ボンベ)は,想定される重大事		
		格納容器フィルタベント系を作	故等時において中央制御室待避		
		動させる場合に放出される放射	所の居住性を確保するため,中央		
		性雲による運転員の被ばくを低	制御室待避所を正圧化すること		
		減するため,中央制御室待避所を	により, 必要な運転員の窒息を防		
		正圧化し,放射性物質が中央制御	止及び給気ライン以外から中央		
		室待避所に流入することを一定	制御室待避所内への外気の流入		
		時間完全に防ぐために必要な換	を一定時間遮断するために必要		
		気空調設備として,中央制御室待	な容量を有するものを1セット		
		避所加圧設備(空気ボンベ)を設	40 本使用する。保有数は, 1 セッ		
		ける。 1 (①d 重複)	ト 40 本に加えて,加圧時間の余		
		[常設重大事故等対処設備]	裕並びに故障時及び保守点検に		
		差圧計	よる待機除外時のバックアップ		
		(「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼	用として40本を加えた合計80本		
		用)	を保管する。		
		個数1	差圧計は,中央制御室待避所の		
		3	正圧化された室内と中央制御室		
			との差圧の監視が可能な計測範		
		[可搬型重大事故等対処設備]	囲を有する設計とする。		
		中央制御室待避所加圧設備(空気	データ表示装置(待避所)は,		
		ボンベ)	中央制御室待避所に待避中の運		
		(「へ(5)(vi)中央制御室」と兼	転員が,発電用原子炉施設の主要		
		用)	な計測装置の監視を行うために		
		本数 40 (予備 40)	必要なデータの伝送及び表示が		
		容量約47L(1本	可能な設計とする。		
		当たり)	可搬型照明(SA)は, 想定さ		
		充填圧力 約 19.6MPa	れる重大事故等時に,運転員が中		
		[gage]	央制御室内で操作可能な照度を		
		3	確保するために必要な容量を有		
			するものを5個及び中央制御室		
			待避所内で操作可能な照度を確		
			保するために必要な容量を有す		
			るものを1個使用する。保有数		
			は,中央制御室用として1セット		
			5個,中央制御室待避所用として		
			1セット1個,保守点検は目視点		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200対比衣	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			検であり,保守点検中でも使用が		
			可能であるため,保守点検用は考		
			慮せずに,故障時のバックアップ		
			用として1個の合計7個を中央		
			制御室内に保管する設計とする。		
			酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
			度計は,中央制御室内及び中央制		
			御室待避所内の酸素濃度及び二		
			酸化炭素濃度が活動に支障がな		
			い範囲内にあることの測定が可		
			能なものを,それぞれ1個を1セ		
			ットとし,中央制御室用として1		
			セット,中央制御室待避所用とし		
			て1セットの合計2セットを使		
			用する。保有数は,重大事故等時		
			に必要な2セットに加えて故障		
			時及び保守点検時による待機除		
			外時のバックアップ用として1		
			セットを加えた合計3セットを		
			保管する設計とする。		
			中央制御室送風機,中央制御室		
			排風機及び中央制御室再循環送		
			風機は,設計基準事故対処設備の		
			中央制御室換気空調系と兼用し		
			ており,運転員を過度の被ばくか		
			ら防護するための中央制御室内		
			の換気に必要な容量に対して十		
			分であるため,設計基準事故対処		
			設備と同仕様で設計する。		
			中央制御室再循環フィルタ装		
			置は,設計基準事故対処設備とし		
			てのフィルタ性能が,想定される		
			重大事故等時においても,中央制		
			御室の運転員を過度の被ばくか		
			ら防護するために必要な放射性		
			物質の除去効率及び吸着能力に		
			対して十分であるため,設計基準		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			事故対処設備と同仕様で設計す	及び基本設計力更との対比	
			5.		
			・非常用ガス処理系排風機は, 設		
			計基準事故対処設備としての仕		
			様が,想定される重大事故等時に		
			おいて、中央制御室の運転員の被		
			ばくを低減できるよう,原子炉建		
			屋原子炉棟内を負圧に維持する		
			とともに, 排気筒を通して排気口		
			から放出するために必要な容量		
			に対して十分であるため,設計基		
			準事故対処設備と同仕様で設計		
			中華政府地設備と同位体で設計する。		
			\diamond		
			\checkmark		
			6.10.2.2.4 環境条件等		
			6.10.2.2.4 泉苑未汗寺 基本方針については,「1.1.7.		
			3 環境条件等」に示す。		
			中央制御室遮蔽,中央制御室待		
			平天前御皇巡敝, 平天前御皇符 避所遮蔽, 中央制御室送風機, 中		
			央制御室排風機,中央制御室再循		
			突前御室排風機,中突前御室再循環フィ		
			泉送風機,中天前仰至丹帽泉/1 ルタ装置及びデータ表示装置(待		
			避所)は、制御建屋内に設置し、		
			想定される重大事故等時におけ		
			る環境条件を考慮した設計とす		
			る。 差圧計は,中央制御室待避所に		
			定圧計は,中央制御室待避所に 設置し,重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。		
			中央制御室待避所加圧設備(空		
			気ボンベ)は、制御建屋内に設置		
			し,想定される重大事故等時にお		
			ける環境条件を考慮した設計と		
			する。		
			原子炉建屋ブローアウトパネ		
			ル閉止装置は,原子炉建屋原子炉		

 ${\mathfrak O}$



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			棟内に設置し,想定される重大事		
			故等時における環境条件を考慮		
			した設計とする。		
			中央制御室待避所加圧設備(空		
			気ボンベ)、データ表示装置(待		
			避所),可搬型照明(SA),差圧		
			計,酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
			度計の接続及び操作は,想定され		
			る重大事故等時において,設置場		
			所で可能な設計とする。		
			非常用ガス処理系排風機は,原		
			子炉建屋原子炉棟内に設置し,想		
			定される重大事故等時における		
			環境条件を考慮した設計とする。		
			非常用ガス処理系の操作は,想		
			定される重大事故等時において、		
			中央制御室で可能な設計とする。		
			8		
			c 10 0 0 5 H (r) H σ Tr (1)		
			6.10.2.2.5 操作性の確保		
			基本方針については、「1.1.7.		
			4 操作性及び試験・検査性」に示		
			す。 中央制御室遮蔽及び中央制御		
			室待避所遮蔽は,制御建屋と一体 構造とし,重大事故等時におい		
			構造とし、 重人争 政 寺 時 に わ い て、特 段 の 操 作 を 必 要 と せ ず 直 ち		
			て、特段の操作を必要ともう 直ら に使用できる設計とする。		
			中央制御室待避所加圧設備(空 気ボンベ),データ表示装置(待		
			避所)、差圧計、酸素濃度計及び		
			一酸化灰素 (展) 計は, 通常時に使用する設備ではなく, 重大事故等		
			時において,他の系統と切り替え		
			ることなく使用できる設計とす		
			る。		
			原子炉建屋ブローアウトパネ		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			ル閉止装置は,中央制御室の操作		
			スイッチでの操作が可能な設計		
			とする。また,原子炉建屋ブロー		
			アウトパネル閉止装置は,電源供		
			給ができない場合においても,現		
			場で人力により容易かつ確実に		
			操作が可能な設計とする。		
			可搬型照明(SA)は,通常時		
			に使用する設備ではなく,想定さ		
			れる重大事故等時において,他の		
			系統と切り替えることなく使用		
			できる設計とする。		
			中央制御室待避所加圧設備(空		
			気ボンベ)は,重大事故等時にお		
			いて,現場での弁操作により,通		
			常時の隔離された系統構成から		
			重大事故等対処設備としての系		
			統構成に速やかに切替えが可能		
			な設計とする。		
			中央制御室換気空調系ダンパ		
			は,電源供給ができない場合にお		
			いても,現場操作が可能となるよ		
			うに手動操作ハンドルを設け,現		
			場で人力により確実に操作が可		
			能な設計とする。		
			非常用ガス処理系の起動に使用		
			する空気作動ダンパは、駆動源		
			(空気)が喪失した場合又は電源		
			が喪失した場合に開となり,現場		
			での人力による操作が不要な構		
			造とする。		
			データ表示装置(待避所)は,		
			通常は,操作を行わずに常時伝送		
			が可能な設計とする。		
			可搬型照明(SA)の電源ケー		
			ブルの接続は、コンセントによる		
			接続とし、接続規格を統一するこ		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200列に衣	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			とで,確実に接続が可能な設計と		
			する。可搬型照明(SA)は、人		
			力による持ち運びが可能な設計		
			とする。		
			差圧計は,中央制御室待避所に		
			設置し,操作を必要とせず直ちに		
			指示を監視することが可能な設		
			計とする。		
			可搬型照明 (SA),酸素濃度		
			計及び二酸化炭素濃度計は,付属		
			の操作スイッチにより設置場所		
			で操作が可能な設計とする。		
			酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
			度計は,人力による持ち運びが可		
			能な設計とする。		
			また,中央制御室待避所加圧設		
			備(空気ボンベ)は,設置場所に		
			て固縛等により固定できる設計		
			とする。		
			非常用ガス処理系及び中央制		
			御室換気空調系は,想定される重		
			大事故等時において,設計基準事		
			故対処設備として使用する場合		
			と同じ系統構成で重大事故等対		
			処設備として使用し,弁操作等に		
			より速やかに切り替えられる設		
			計とする。		
			非常用ガス処理系及び中央制		
			御室換気空調系は,中央制御室の		
			操作スイッチにより操作が可能		
			な設計とする。		
			(9)		
			6.10.2.3 主要設備及び仕様		
			中央制御室 (重大事故等時)の		
			設備の主要機器仕様を第 6.10-		
			2表及び第6.10-3表に示す。 谷		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 録色:基本設計方針(値)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対	比表
	1 1 1 1 1

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			6.10.2.4 試験検査		
			基本方針については,「1.1.7.		
			4 操作性及び試験・検査性」に示		
			す。		
			中央制御室遮蔽及び中央制御		
			室待避所遮蔽は,発電用原子炉の		
			運転中又は停止中に外観の確認		
			が可能な設計とする。		
			中央制御室待避所加圧設備(空		
			気ボンベ)は,発電用原子炉の運		
			転中又は停止中に機能・性能及び		
			外観の確認が可能な設計とする。		
			データ表示装置(待避所),可		
			搬型照明 (SA), 差圧計, 酸素		
			濃度計及び二酸化炭素濃度計は,		
			発電用原子炉の運転中又は停止		
			中に機能・性能及び外観の確認が		
			可能な設計とする。		
			中央制御室送風機,中央制御室		
			排風機, 中央制御室再循環送風機		
			及び中央制御室再循環フィルタ		
			装置は,発電用原子炉の運転中又		
			は停止中に,事故時運転モードに		
			よる機能・性能及び漏えいの有無		
			の確認が可能な設計とする。		
			中央制御室送風機,中央制御室		
			排風機及び中央制御室再循環送		
			風機は,発電用原子炉の停止中に		
			分解が可能な設計とする。		
			中央制御室再循環フィルタ装		
			置は、発電用原子炉の運転中又は		
			停止中に差圧確認が可能な設計		
			とする。また、中央制御室再循環		
			フィルタ装置は,発電用原子炉の		
			停止中に内部確認を行えるよう		
			に, 点検口を設ける設計とし, 性		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			能の確認を行えるように, フィル		
			タを取り出すことが可能な設計		
			とする。		
			非常用ガス処理系は,発電用原		
			子炉の運転中又は停止中に機能・		
			性能及び漏えいの有無の確認並		
			びに弁の開閉動作の確認が可能		
			な設計とする。		
			また, 非常用ガス処理系排風機		
			は,発電用原子炉の停止中に分解		
			及び外観の確認が可能な設計と		
			する。		
			原子炉建屋ブローアウトパネ		
			ル閉止装置は,発電用原子炉の運		
			転中又は停止中に外観の確認が		
			可能な設計とする。また, 原子炉		
			建屋ブローアウトパネル閉止装		
			置は,発電用原子炉の停止中に機		
			能・性能の確認が可能な設計とす		
			る。		
			<₽		
			第 6.10-2 表 中央制御室(重		
			大事故等時)(常設)の設備の主		
			要機器仕様		
			(1) 居住性を確保するための設		
			備		
			a. 中央制御室遮蔽		
			第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要仕		
			様に記載する。		
			b. 中央制御室待避所遮蔽		
			第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故		
			等時)の主要仕様に記載する。		
			c. 中央制御室換気空調系		
			(a)中央制御室送風機		
			第 8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計力針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文			
		平久	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			(b) 中央制御室排風機		
			第 8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			(c) 中央制御室再循環送風機		
			第 8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			(d) 中央制御室再循環フィルタ装		
			置		
			第 8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			d. 無線連絡設備(固定型)		
			第 10.12-2 表 通信連絡を行う		
			ために必要な設備 (常設)の主要		
			機器仕様に記載する。		
			e. 衛星電話設備(固定型)		
			第 10.12-2 表 通信連絡を行う		
			ために必要な設備 (常設)の主要		
			機器仕様に記載する。		
			f. データ表示装置(待避所)		
			個数1		
			g. 差圧計		
			第 8.2-2 表 換気空調設備(重		
			大事故等時)(常設)の主要機器		
			仕様に記載する。		
			(2)中央制御室の運転員の被ばく		
			を低減するための設備		
			a. 非常用ガス処理系		
			(a) 非常用ガス処理系排風機		
			第 9.1-4 表 非常用ガス処理系		
			主要仕様に記載する。		
			b.原子炉建屋ブローアウトパネ		
			ル閉止装置		
			個数 1		
			Ť		
			第6.10-3 表 中央制御室(重大		
			事故等時)(可搬型)の設備の主		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様新志準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1)

 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			要機器仕様(1) 居住性を確保するための設		
			(1) 居住住を確保するための設備		
			a. 中央制御室待避所加圧設備		
			a. 中天前御主付庭所加圧設備 (空気ボンベ)		
			(呈丸小ンペ) 第 8.2-3 表 換気空調設備(重		
			第 6.2-5 表 換入空調設備(重 大事故等時)(可搬型)の主要機		
			ス争成寺時)(「1減生)の主要機 器仕様に記載する。		
			b. 可搬型照明 (SA)		
			個数 6 (予備1)		
			□ <u>数</u> 0 () [·] ···□ 1) c.酸素濃度計		
			[1] 個数 2(予備1)		
			d. 二酸化炭素濃度計		
			個数2(予備1)		
			· ·		
			8.2 换気空調設備		
			8.2.4 主要設備		
			(3) 中央制御室換気空調系		
			中央制御室換気空調系の系統		
			概要図を第8.2-3 図に示す。 谷		
			中央制御室換気空調系は,設計		
			基準事故時に放射線業務従事者		
			等を内部被ばくから防護し,必要		
			な運転操作を継続することがで		
			きるようにするため,他の換気系		
			とは独立にして,外気との連絡口		
			を遮断し,高性能エアフィルタ及		
			びチャコールエアフィルタを内		
			蔵した中央制御室再循環フィル		
			タ装置を通して再循環すること		
			ができ、また、必要に応じて外気		
			を中央制御室再循環フィルタ装		
			置を通して取り入れることがで		
			きる設計とする。		
			炉心の著しい損傷が発生した		
			場合においても,中央制御室に運		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 転員がとどまるために必要な換	及び基本設計方針との対比	
			転員がととまるために必要な換 気空調設備として,中央制御室換		
			気空調系を設ける。		
			▲至調示を設ける。 ① (①a①b 重複)		
			本設備については,「6.10 制御		
			率設備については, 10 前御 室」に記載する。 ②		
			主」(⊂記載する。 ♥		
			(4) 中央制御室待避所加圧設備		
			(空気ボンベ)		
			炉心の著しい損傷後の原子炉		
			格納容器フィルタベント系を作		
			動させる場合に放出される放射		
			性雲による運転員の被ばくを低		
			減するため,中央制御室待避所を		
			正圧化し,放射性物質が中央制御		
			室待避所に流入することを一定		
			時間完全に防ぐために必要な換		
			気空調設備として,中央制御室待		
			避所加圧設備(空気ボンベ)を設		
			ける。①(①d 重複)		
			本設備については, 「6.10 制御		
			室」に記載する。 🤣		
			第 8.2-2 表 換気空調設備(重		
			大事故等時)(常設)の主要機器		
			仕様		
			(1) 中央制御室換気空調系		
			a. 中央制御室送風機		
			第8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			b. 中央制御室排風機		
			第8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			c. 中央制御室再循環送風機		
			第8.2-1 表 換気空調設備の主		
			要機器仕様に記載する。		
			d.中央制御室再循環フィルタ装		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との	対比表
又小手衣しい	MILL

技術基準規則・解釈	設工認申請書 其本記計本社(※)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	<u>本文</u>	 添付書類八 置 第8.2−1 表 換気空調設備の主 要機器仕様に記載する。 (2) 中央制御室待避所 a. 差圧計 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室(重大事故等時) 台 数 1 測定範囲 0~200Pa ①j 第8.2−3表 換気空調設備(重大 	及び基本設計方針との対比	
			 事故等時)(可搬型)の主要機器 仕様 (1)中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ) 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室(重大事故等時) 本 数 40(予備 40) 容 量 約47L(1本当たり) 充填圧力 約 19.6MPa [gage] ③ 		
			 8.3 遮蔽設備 8.3.4 主要設備 8.3.4.5 中央制御室遮蔽 (2)重大事故等時 炉心の著しい損傷が発生した 場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。 役(①e重複) 中央制御室遮蔽については、 		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C and
			「6.10 制御室」に記載する。 谷		
			8.3.4.6 中央制御室待避所遮蔽		
			炉心の著しい損傷後の原子炉		
			格納容器フィルタベント系を作		
			動させる場合に放出される放射		
			性雲による運転員の被ばくを低		
			減するため,中央制御室内に中央		
			制御室待避所を設け,中央制御室		
			待避所には, 遮蔽設備として, 中		
			央制御室待避所遮蔽を設ける。		
			① (①e 重複)中央制御室待避所		
			遮蔽については, 「6.10 制御室」		
			に記載する。 谷		
			第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故		
			等時)の主要仕様		
			(1) 中央制御室遮蔽		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			 ・中央制御室(通常運転時等) 		
			 ・中央制御室(重大事故等時) 		
			厚 さ mm 以上		
			材料 普通コンクリー		
			۲- ۲-		
			(2) 中央制御室待避所遮蔽		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			 ・中央制御室(重大事故等時) 		
			厚 さ 🛛 mm 以上		
			材料 普通コンクリー		
			Ъ.		
			3		
			9. 原子炉格納施設		
			9.1 原子炉格納施設		
			9.1.2.3 原子炉棟		
			9.1.2.3.1 概要		
			原子炉棟は,重大事故等時にお		
			いても,非常用ガス処理系によ		

 \square

		様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色	ŝ	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色		設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色		技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	÷	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) ■:前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			り, 内部の負圧を確保することが		
			できる設計とする。原子炉棟の気		
			<u>密バウンダリの一部として原子</u>		
			炉棟に設置する原子炉建屋ブロ		
			ーアウトパネルは,閉状態を維持		
			できる,又は開放時に容易かつ確		
			実に原子炉建屋ブローアウトパ		
			<u>ネル閉止装置により開口部を閉</u>		
			<u>止</u> できる <u>設計とする。</u> ⑨c また,		
			原子炉建屋ブローアウトパネル		
			閉止装置は,現場において,人力		
			により操作ができる設計とする。		
			1 (⑨a 重複)		

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	「木文の取可の与え力							
	第74条(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)							
1.								
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	炉心の著しい損傷が発 生した場合においても 運転員がとどまるため に必要な設備の施設	技術基準の要求を受けた内容とし	1	1	a,c,e,f,g,h,i,j			
2	代替交流電源設備から の給電	同上	1	2 a)	b, j, m			
3	想定する事故シーケン ス	同上	1	2 b) ①	m			
4	マスクの着用の考慮	同上	1	2 b) ②	m			
5	交代要員体制の考慮	同上	1	2 b) ③	m			
6	判断基準	同上	1	2 b) ④	1, m			
7	汚染の持ち込みの防止	同上	1	2 c)	j, k			
8	空気中の放射性物質の 濃度の低減	同上	1	2 d)	g, h			
9	原子炉建屋ブローアウ トパネルの閉止	同上	1	2 e)	g, m			
10	重大事故等時の流路等	重大事故等時の流路に関する記載 をしている。	_	_	g, h, i			
2.	設置許可本文のうち、基	本設計方針に記載しないことの考	え方					
No.	項目	考え方			添付書類			
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。		_				
2	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する ない。	記載のた	め記載し	_			
3	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しフ	ない。		a, c, h			
3.								
No.	項目	考え方			添付書類			
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるたと	め記載し	ない。	—			
$\langle 2 \rangle$	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する ない。	記載のた	め記載し	_			
	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しれ	ない。		a,c,h			
$\langle 4 \rangle$	電源設備	第72条に対する内容であり,本条	文では記	載しない。				
	多様性,位置的分散	第54条に対する内容であり,本条	文では記	載しない。	d			
	悪影響防止	同上			d			
	容量等	同上			d			
	環境条件等	同上			d			
-	操作性の確保	同上			d			
$\langle 0 \rangle$	試験検査	同上			d			

74 条-1

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	要目表
b	単線結線図
с	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
е	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
f	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図
g	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
h	構造図
i	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書
j	中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時
J	制御室の機能に関する説明書
k	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
1	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
m	中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書
n	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
0	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書